

住まいに関する支援制度一覧

市町村名: 東吾妻町

※チラシ等送付頂ける場合は、郵送にてお願いいたします。

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
リフォーム資金 (高齢者住宅改修費助成事業等)	助成	東吾妻町高齢者住宅改修費助成事業(高齢者介護用住宅改修費助成事業)	当該高齢者の身体能力等から必要となるバリアフリー工事に係る家屋内の改修費及びこれに必然的に付随する附帯工事費用に限るものとする。	次のすべてに該当する者 ・東吾妻町に住所を有する者 ・60歳以上で要介護2以上の高齢者がいる世帯 ・生計中心者の前年所得税年額が8万円以下	50万円			随時	予算範囲内	保健福祉課	0279-68-2111	https://www.town.higashi-agatsuma.gunma.jp/www/contents/1206018182555/index.html	
リフォーム資金 (高齢者住宅改修費助成事業等)	助成	東吾妻町高齢者住宅改修費助成事業(自立高齢者等住宅改修費助成事業)	当該高齢者の身体能力等から必要となるバリアフリー工事に係る家屋内の改修費及びこれに必然的に付随する附帯工事費用に限るものとする。	次のすべてに該当する者 ・東吾妻町に住所を有する者 ・60歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯 ・自立、要支援、要介護1 ・前年所得税非課税の世帯	50万円			随時	予算範囲内	保健福祉課	0279-68-2111	https://www.town.higashi-agatsuma.gunma.jp/www/contents/1206018182555/index.html	
リフォーム資金 (重度身体障害者(児)住宅改修費助成制度等)	助成	東吾妻町重度身体障害者(児)住宅改修費補助	浴室、便所、玄関、台所及びその他町長が特に必要と認めた改修工事等、当該年度内に事業を開始し、完了する事業に対して補助する。ただし、介護保険の居宅介護(支援)住宅改修費又は重度身体障害者等に対する日常生活用具給付事業の住宅改修費の給付対象となる工事については、補助対象としない。この場合、介護保険又は日常生活用具の給付を受けた後、なおそれらの給付額を超える改修経費がかかる場合については、その超過額を補助対象とすることができる。	次のすべてに該当する者 ・町内に居住する者 ・身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者 ・身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1・2級に該当する下肢若しくは上肢(それぞれの上肢に4級以上の障害を有すること)若しくは体幹の障害者又は1級に該当する視覚障害者 ・前年分所得税12万円以下の世帯に属する者	50万円			随時	予算範囲内	保健福祉課	0279-68-2111	https://www.town.higashi-agatsuma.gunma.jp/www/contents/1204016440465/index.html	
リフォーム資金 (重度身体障害者(児)住宅改修費助成制度等)	助成	東吾妻町重度障害者等日常生活用具給付等に関する住宅改修費給付事業	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度身体障害者等が段差解消等住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費(以下「住宅改修費」という。)を給付	次のすべてに該当する者 ・町内に居住する者 ・下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する者であって障害等級3級以上の者	20万円			随時	予算範囲内	保健福祉課	0279-68-2111	https://www.town.higashi-agatsuma.gunma.jp/www/contents/1204016440465/index.html	
合併処理浄化槽設置費	助成	東吾妻町浄化槽市町村整備推進事業	町が設置主体として合併浄化槽設置費用の一部を負担し、皆様の土地を借用して、町所有の合併浄化槽を設置、使用料を徴収し、町が維持管理を業者に委託します	公共下水道事業原町地区、農業集落排水事業岩下・矢倉地区、農業集落排水事業箱島・岡崎地区、榛名湖特定環境保全公共下水道事業の4地区を除く町内全域	100人槽を超えない			工事着手2ヶ月前 当該年度10月20日前後	予算範囲内	上下水道課	0279-76-4010	https://www.town.higashi-agatsuma.gunma.jp/www/contents/1203361718115/index.html	
合併処理浄化槽設置費	助成	浄化槽排水設備設置工事費補助金	当該年度内に東吾妻町浄化槽市町村整備推進事業により、単独浄化槽又はくみ取り槽から転換した個別合併浄化槽のための排水設備工事	次の要件を全て満たすもの ・東吾妻町浄化槽市町村整備推進事業により整備する浄化槽であること ・既設の単独浄化槽又はくみ取り槽を撤去処分すること ・排水設備工事を町の指定工事店に依頼すること ・当該年度内に浄化槽の使用を開始すること	20万円を上限として排水設備工事費の半額			工事着手2ヶ月前 当該年度10月20日前後	予算範囲内	上下水道課	0279-76-4010	https://www.town.higashi-agatsuma.gunma.jp/www/contents/1621822741984/index.html	
太陽光発電設備設置費	助成	東吾妻町住宅用太陽光発電システム設置費補助金	住宅等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値(小数点以下2桁未満は四捨五入)が10キロワット未満であるもの。(構成は太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、インバータ、保護装置、発生電力計、余剰電力販売用電力計及び配線・配線器具の購入据付など設置及び配線工事に要する経費)未使用品であること。電力会社と電灯契約及び余剰電力の売電契約を締結するもの。	補助金の交付を受けることができる者(法人を除く。)は、町内に住所を有する者で、自らが所有し若しくは自ら居住する町内の住宅(併用住宅を含む。)の屋根等に発電システムを設置する者又は発電システムが設置された新築住宅を購入する者。申請時において町税及び使用料を滞納している世帯の者は補助金の交付を受けることができない。	20万円			随時	予算範囲内	町民課	0279-68-2111	https://www.town.higashi-agatsuma.gunma.jp/www/contents/1253940543963/index.html	
生ごみ処理機設置費	助成	東吾妻町生ごみ処理機等設置費補助金	本町の一般家庭で新たに購入・設置した町指定の生ごみ処理機等とする。 (1)機械式生ごみ処理機 生ごみを発酵、乾燥等の方法により分解、堆肥化又は減量化する機械(デスポーザーを除く。) (2)生ごみ堆肥化容器 コンポスト容器その他生ごみを堆肥化することを目的とした容器	次の全てに該当する者 ・町内に住所を有し、かつ、居住している者 ・町内で機器を使用する者 ・当該年度に本補助金の交付を受けていない者 ・町税の滞納がない者	2万円			随時	予算範囲内	町民課	0279-68-2111	https://www.town.higashi-agatsuma.gunma.jp/www/contents/1203344894754/index.html	
耐震診断費	技術者派遣	東吾妻町木造住宅耐震診断者派遣事業	旧耐震基準(昭和56年5月31日以前)に建てられた木造住宅に対し、耐震診断者を派遣し、耐震診断を行う。	・昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅又は併用住宅(住宅部分の床面積が1/2以上のもの) ・平屋建てまたは2階建てのもの ・在来軸組工法によって建築されたもの				令和4年9月末締め切り	予算範囲内	建設課	0279-68-2111	https://www.town.higashi-agatsuma.gunma.jp/www/contents/1312354972105/index.html	
耐震改修補助	助成	東吾妻町木造住宅耐震改修補助事業	町内業者が施工する空家の除却工事に対し、工事費用の一部を補助する。	・昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅又は併用住宅(住宅部分の床面積が1/2以上のもの) ・平屋建てまたは2階建てのもの ・在来軸組工法によって建築されたもの ・耐震診断の結果、最小の上部構造評点が1.0未満の木造住宅	工事費の2分の1以内(上限100万円)			令和4年9月末締め切り	予算範囲内	建設課	0279-68-2111	https://www.town.higashi-agatsuma.gunma.jp/www/contents/1491266630427/index.html	
その他	助成	東吾妻町住宅新築改修等補助金	東吾妻町内に本社・本店を有し、個人住宅及び併用住宅の新築、改修、修繕、補修又は増築工事を業としている事業者が施工する工事に対し、工事費用の一部を補助する。	町内に建築された個人住宅(新築予定を含む。)及び併用住宅対象者が個人住宅及び併用住宅の新築、改修、修繕、補修又は増築工事であること。工事費用が20万円以上であること。	30万円			随時	予算範囲内	まちづくり推進課	0279-68-2111	http://www.town.higashiatsuma.gunma.jp/www/contents/1289797555507/index.html	
その他	助成	勤労者住宅建設資金利子補給制度	町内へ住宅を新築した勤労者の住宅建設資金に対して、利子を補給している	・町内に住宅を新築した勤労者で、その建設資金を融資機関(銀行・信用金庫・労働金庫・農業協同組合・生命保険会社・共済組合など)から借り入れたかた ・床面積の総数が240平方メートル(72坪)以下の専用住宅で、申請する勤労者の生活の本拠となっているもの	10万円			随時	予算範囲内	まちづくり推進課	0279-68-2111	https://www.town.higashi-agatsuma.gunma.jp/www/contents/1289810741343/index.html	
その他	助成	東吾妻町定住促進事業住宅取得奨励補助金	町内に定住を希望し、新たに住宅の取得を行う若者及び若者夫婦世帯に対し、住宅取得に要した経費の一部を補助する。	次の全てに該当する者 ・平成30年4月1日以降に、新築住宅又は中古住宅を取得すること(新築は着工日、中古住宅は売買契約日) ・補助対象者及び同位置世帯者全員に町税の滞納がないこと ・定住する地区の行事に積極的に参加できること ・該当住宅取得に際し、東吾妻町住宅新築改修等補助金または以前に当該定住促進事業住宅取得奨励補助金を受けていないこと。	150万円			随時	予算範囲内	まちづくり推進課	0279-68-2111	https://www.town.higashi-agatsuma.gunma.jp/www/contents/1523353040938/index.html	